



第2次中期事業計画 (平成21~23年度)

長崎県信用保証協会



1. 業務運営方針

計画期間である3年間の県内中小企業を取り巻く環境は、一段と厳しい状況が続くことが予想されますが、このような状況の中にあって、当協会は保険収支の改善を図り、持続可能な信用補完制度の構築を目指すとともに、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献し、地域・お客様から信頼される協会を目指します。

平成21年度から23年度までの3カ年の「第二次中期事業計画」における業務運営の基本方針として、以下に掲げる諸施策を主要項目として取り組みます。

(1) 政策保証の推進

厳しい経営環境にある中小企業者に対して、地公体制度保証、セーフティネット保証等の積極的かつ弾力的な取り組み、資金繰り円滑化のための借換保証の推進など、資金調達の円滑化にきめ細かで迅速な対応を行います。また、創業関連保証、小口零細企業保証等の利用を促進し、保証利用浸透度の向上に努めます。

(2) 保証制度の多様化・柔軟化への対応

不動産担保・保証人に依存しない資金調達方法として創設された「流動資産担保融資保証」、「特定社債保証」の更なる利用促進を図ります。また、「予約保証」等の新たな保証制度についても積極的な対応を行い、中小企業者の多様な資金ニーズに的確に応えていきます。

(3) 経営支援・再生支援体制の強化

経営支援室を中心にCRDの経営診断システム(MSS)、中小企業再生サポートシステム(CSS)を活用した中小企業者への助言、提言等に積極的に取り組むほか金融機関、長崎県再生支援協議会との連携を密にし、中小企業者の経営支援・再生支援を強化します。

(4) 期中管理の充実・強化

金融機関との連携強化により中小企業者の早期実態把握に努めるとともに、必要に応じ経営支援または再生支援を行い、期中管理の充実・強化を図ります。

(5) 回収の合理化 (効率性を勘案したうえでの回収の最大化)

新規代位弁済案件に対する回収の早期着手、適正な回収目標額の設定及び目標管理の徹底、サービスの積極的な活用等に取り組み、回収の合理化を図ります。

(6) 協会の運営・体制における取り組み

- ①地域経済の動向に配慮した的確な保証の推進を図ると共に、近年悪化している信用補完制度の根幹である保険収支の改善を含む協会の経営改善に積極的に取り組みます。
- ②回収率の向上に向けた取り組みを強化します。
- ③協会職員の一層の能力向上のため、研修の実施等、人材育成・開発を更に強化します。
- ④信用保証協会が中小企業金融に占める重要性が益々高まっていることに鑑み、コンプライアンス・個人情報保護をはじめとしたガバナンスの強化に取り組みます。

2. 事業計画

平成21~23年度の保証承諾等の主要業務数値(計画)は、以下のとおりです。

項目 \ 年度	21年度			22年度		23年度	
	金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比	金額	対前年度計画比	金額	対前年度計画比
保証承諾	1,200億円	133.3%	99.4%	1,100億円	91.7%	1,050億円	95.5%
保証債務残高	1,948億円	108.2%	97.2%	1,912億円	98.2%	1,855億円	97.0%
代位弁済	102億円	112.1%	96.6%	95億円	93.1%	93億円	97.9%
実際回収	27億円	100.0%	120.5%	26億円	96.3%	25億円	96.2%